公益財団法人日本サッカー協会

内部通報者保護規則

第１条（目的）

１．公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という。）は、法令違反又は不祥事の未然防止及び社会的信頼の維持向上を通じて倫理・コンプライアンスの遵守を強化するため、「内部通報者保護規則」(以下「本規則」という。)を定める。

２．前項に定める目的のため、本協会は「通報窓口」を設置し、内部通報制度に関する運用規則を別に定める。

第２条（対象者）

１．本規則の対象者となる者（以下「役職員、登録者等」という。）は、次の団体及び個人とする。

（１）本協会の役職員等（理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務委託者、派遣職員等）

（２）本協会に加盟する以下の団体（以下「加盟団体」という。）

①　都道府県サッカー協会

②　地域サッカー協会

③　各種の連盟

④　関連団体

⑤　Ｊリーグ

（３）本協会に登録する加盟するチーム（準加盟チームを含む）

（４）本協会に登録する以下の個人（以下「選手等」という。）

①　選手

②　指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者）

③　審判員

④　審判指導者

⑤　加盟団体又は加盟チームの代表者

⑥　加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者

（５）その他の関係者

第３条（通報窓口）

１．役職員、登録者等は、本協会が設置した通報窓口に対して、指定された方法（電話、電子メール又は書面等）により通報を行うことができる。

２．前項にかかわらず、加盟団体が独自に通報窓口を設置した場合は、当該内部通報制度の運用は、当該団体が定める諸規程に従うものとする。

第４条（通報の対象行為）

通報の対象行為は、本協会倫理規範第３条等の違反行為とする。

第５条（通報者の責務）

通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

第６条（通報窓口担当者等の責務）

通報を受けた通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

第７条（通報窓口での対応）

１．通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

２．通報窓口は、意図した個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく通報は受け付けない。

第８条（当事者の個人情報の保護）

１．本規則に定める業務に携わる者は、通報窓口に寄せられた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。

２．本協会及び加盟団体の役職員等は、通報窓口に寄せられた個人情報を正当な理由なく開示するよう求めてはならない。

第９条（通報に基づく調査）

１．通報窓口の担当者は、原則として通報を受けた日から２０日以内に調査を行う旨の通知を通報者に対して行う。ただし、通報窓口ごとに、個別の運用規則を定めている場合はこの限りではない。

２．本協会は、通報に基づき必要と判断した場合は公正かつ公平に調査を行う。

３．通報に基づく調査において、調査の対象となった者は、公正な聴聞及び弁明の機会が与えられるものとする。

４．役職員、登録者等は、通報に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

第１０条（不利益処分の禁止）

役職員、登録者等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益となる行為をしてはならない。

第１１条（懲罰等）

本規則への違反行為者は、社会の諸規範、本協会及び加盟団体の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

第１２条（改廃）

本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

第１３条（施行期日）

この規則は、２０１７年１月１日から施行する。